議事の経過

開議　　午前10時

○尾原進一議長　　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○山﨑冨貴事務局長　　本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○尾原進一議長　　これより日程に入ります。

日程第１、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、

長　野　弘　昌　　議員
小　松　進　也　　議員
藤　田　伸　也　　議員
山　下　　裕　　議員
米　田　佐代子　　議員
川　島　憲　彦　　議員
山　下　正　浩　　議員　以上７人を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

つきましては、この際、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。本日の委員会は、委員会条例第10条第１項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから議会運営委員会を第１委員会室に招集いたします。

なお、本日の委員会は、委員会条例第10条第２項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　　午前10時２分
再開　　午前10時13分

○尾原進一議長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が決定しましたので御報告いたします。

議会運営委員長　　米　田　佐代子　　議員
同　　副委員長　　藤　田　伸　也　　議員

以上のとおりであります。

日程第２、特別委員会委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、小松進也議員及び宇田卓志議員の退席を求めます。

（小松進也議員及び宇田卓志議員退席）

○尾原進一議長　　９月 14 日、小松進也議員及び宇田卓志議員から一身上の都合により、議会広報特別委員会委員の職を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。小松進也議員及び宇田卓志議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　御異議なしと認めます。よって、小松進也議員及び宇田卓志議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

小松進也議員及び宇田卓志議員の着席を求めます。

（小松進也議員及び宇田卓志議員着席）

○尾原進一議長　　小松進也議員及び宇田卓志議員に告知いたします。あなた方の辞任願いは許可されました。

日程第３、特別委員会委員補充選任の件を議題といたします。

議会広報特別委員会の委員は定数６人のところ、欠員が２名生じました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております特別委員会の欠員２名に対する補充選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、小松進議員、山下正浩議員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　御異議なしと認めます。よって、小松進議員、山下正浩議員を議会広報特別委員会委員に補充選任することに決しました。

日程第４、議案第 81 号「教育委員会委員選任について同意を求める件」を議題といたします。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　御異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第81号「教育委員会委員選任について同意を求める件」を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　　起立全員であります。よって本件は同意することに決しました。

日程第５、議案第82号「安芸市個人情報保護条例の一部を改正する条例」から議案第91号「平成26年度安芸市水道事業会計利益剰余金の処分について」までの10件を一括議題といたします。

これよりこれら10件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○尾原進一議長　　10番　川島憲彦議員。

○10　番（川島憲彦議員）　議案第82号並びに83号及び88号のマイナンバー制度に関連して一括したこととしてお伺いをいたします。

まず、共同通信社が全国の市町村にマイナンバー制度へのアンケートを行ったとのことでありまして、全国の自治体の約60%が不安と答えておるということが、新聞等で掲載をされておりました。市区町村は、個人番号を管理及び住民への通知や番号カードの発行等で非常に重要な役割を自治体が持っております。これに基づいた条例であると思います。この制度の実施を直前にいたしまして、セキュリティー対策等の進み具合に大きな不安があるといったことを含めて、予算不足やスタッフ不足等もあげられておるわけでありますが、まず、この点につきまして安芸市ではどうなのかをお伺いをいたしたいと思います。

○尾原進一議長　　総務課長。

○植野浩二総務課長　　10番議員の御質問にお答えします。

条例につきましては、いわゆる番号法の施行に伴って特定の個人情報を適切な管理を行うために必要な措置を講じるために改正するものでありまして、国が制度設計している番号法に対応する形で条例を改正するものでありまして、システム関係につきましては、さきの議会の質問でもお答えしましたが、国が制度設計を行った上で、自治体がそれに合わした導入をしておりまして、それにつきましては、国がさきの議会でもお伝えしたとおり、制度面とシステム面ともにセキュリティー対策を講じてるということで、市もそれに準じて行っております。で、今回の条例につきましては、あくまでもその個人情報を保護するために必要な規定を定義したものでありまして、国民、市民の関心となっておる個人情報の保護の管理について対応するために条例を制定するものでございます。以上でございます。

○尾原進一議長　　10番　川島憲彦議員。

○10　番（川島憲彦議員）　特段安芸市では不安があるないの答弁はありませんでしたが、それに触れないということは、問題ないというように考えているということで受けとめておくしかないわけでありますが、アメリカや韓国ではですね、これらのいわゆる情報流出で大きな被害があって、社会問題化しておるという面があります。一方、イギリスではこの制度の運用については、プライバシーの侵害のおそれが大きいということで、制度化をしないという選択をイギリスはし

ておるとのことでございます。それを申し添えて、次の質問に移りますが。

膨大な個人情報をこれから安芸市も扱うと思います。そして、いろんなところとつないでいくというようなことで、巨大となるこのシステムの制度に対してですね、やはり今大きな不安がされておるのは、いくらセキュリティーをしても手口が巧妙化したハッカーから個人情報が守れるかどうかの大きな問題は、やはり常に存在するわけでありまして、セキュリティーを確保しているというような答弁でありましたが、安芸市では、今後についてどのように安芸市ではこの問題についてどうなのか、お伺いをいたしておきます。

○尾原進一議長　　総務課長。

○植野浩二総務課長　　10 番議員の再質問についてお答えいたします。

先ほども申しましたが、国の番号法に対応する形で厳格な個人情報の保護措置を講じる必要があって、そのために安芸市の個人情報保護条例を改正するものでありまして、安芸市としては、そのシステム面につきましては、国が制度設計したシステムに準じてセキュリティー対策をすると。で、あわせまして、個人情報の管理につきまして職員を対象にですね、研修会も実施して、このマイナンバーを含む個人情報の管理について研修をしながら、徹底をしていきたいというふうに考えております。

○尾原進一議長　　10 番　川島憲彦議員。

○10　番（川島憲彦議員）　10 月 1 日から住民に対して番号を通知するといったようなことと、来年１月１日から実施をするというようなことで、その点についての個人情報を保護する条例ということの説明がありましたけれども、多くの市民はこの制度自体知りませんし、今回このような条例ができたいうことを含めてですね、非常に個人情報の流出ということで非常に大きな不安を抱えておると思います。安芸市でも 10 月 1 日市民に通知をするということで、一定の周知は図られるとは思いますけれども、まだまだこの点について、大きな不安材料を抱えているということを含めて、そういう点で今後どのように住民に周知を条例等を含めて図っていくのか、お伺いをいたしておきます。

○尾原進一議長　　総務課長。

○植野浩二総務課長　　10 番議員の再々質問にお答えします。

この条例におきまして、利用及び提供の制限の規定とかを規定しにいっているわけでして、あくまでもその個人情報を適正に管理を行うための改正をしているわけでして、マイナンバー制度自体がまだ十分に周知されてない分につきましては、これまでも広報、チラシ等で市民の方にお知らせしてきておりますので、今後につきましても特に個人番号通知カードの送付が始まりますので、これにつきましても 10 月号の広報にその内容を紙面を割いて掲載しておりますので、この個人情報につきましても同様に市民の方にも管理については徹底していくということで、この条例案を出させてもらっているところでございます。以上です。

○尾原進一議長　　ほかに質疑はありませんか。

７番　宇田卓志議員。

○７　番（宇田卓志議員）　議案第 90 号「権利の放棄に関する件」について質問したいと思います。

議案第 90 号に権利の放棄とありますが、放棄する権利、記載されております。読んでおりました。平成７年から平成 18 年まで家賃 135 万 2,300 円。同金員に対する遅延損害金とあります。遅延損害金の金額が書かれておりません。幾らですか。まず、幾らですか。

そしてこの 10 年間に督促を何回したのか。強制執行はされておるのか。その他、市営住宅に係る契約に準じて集金が行われたのか。そのあたりを正確にお答えいただきたいと思います。

○尾原進一議長　財産管理課長。

○大城雄二財産管理課長　御質問にお答えいたします。

まず、遅延損害金（１）にかかわります遅延損害金は、91 万 395 円でございます。395 円。で、それ以降（２）のほうにも延滞金や遅延損害金とか出てまいりますので、それぞれ８月末現在で計算しまして、ここに出ております金額と全て合わせますと、総額で 275 万 6,183 円になります。で、督促につきましては、平成７年以降の記録が確認できませんでしたので、回数については確認がとれておりませんが、市営住宅の滞納に関しましては、毎月の家賃を滞った場合、その翌月に督促する事務がございますので、全ての月数について督促をしてきたものと思われます。

そして、強制執行につきましては、平成７年当時の事情は判明いたしませんでしたが、平成 14 年以降につきましては、生活保護を受給されておったということで強制執行をできない状況にあったものでございます。昨年度の議会で明け渡し並びに家賃請求の訴えについて議決をいただき提訴いたしましたが、明け渡しと債務名義につきまして勝訴したものの、強制執行をすることはできませんでした。以上です。

○尾原進一議長　７番　宇田卓志議員。

○７　番（宇田卓志議員）　毎月督促をしたと思うと。督促をしたなら、督促状というのがちゃんとあるはずですよ。したと思う。そういう口で言うた督促とかそういうのやなしに、督促状ちゃんと書いてですね、書面として残しちょかないかんがじゃないですか。何で十何年もですね、滞って 135 万円、遅延損害金も合わしたら二百何十万円になる。そんなになったらもう払えんなるのわかっとる。何で早く保証人、これこの場合はもう亡くなってますが、十何年もたったら亡くなるもんもおるわ。何で早く、保証人に求償するとかそういう手を打たんのですか。

今平成 26 年の決算書を見てました。そしたら、何と、不納欠損が 2,000 万円超えてます。2,617 万 2,000 円。で、まだこれ足したら、3,000 万円近うなる。こんな状況でですね、不納欠損いうたらもう二度と取り返せんお金ですよ。債権放棄してもそうです。不納欠損になります。これは債権放棄やから議会に諮らないかんので、275 万 6,000 円、この金額が議会に出てきてますが、議会に諮らんでもえい不納欠損がどんどんふえとる。私は市会議員になってまだ１年ですので、今までがどうやったかいうのは統計とらなわかりませんが、こんな状況で不納欠損がふえていきよったらですね、年間 3,000 万円近う不納欠損がおる、こんなん職員３人も４人も５人も雇えるんじゃないか。

これは、私が、何でこんなこと言うかいうたら、現在、２件の民事訴訟が起こされておるんですよ。何を理由に起こされておると思いますか。全部損害を与えた、安芸市が損害をこうむったから、住宅新築資金のこともある、この市営住宅のこともある、全部安芸市民の税金が無駄になりゆうから、それを回収しなさいいうて、裁判が起こされておる。その最中に、こういうことをですね、去年も私が最初の議員になって最初のときに、去年も権利の放棄があった。一生懸命反対したけど、委員会で採決して、不納欠損処理になったという経緯がありますが、いつまでもこんなこと小出しにしてですね、というたら去年のやつと今年のやつと比べたらもう 400 万円ぐらいになる、400 万円ぐらいになったら、民事訴訟もしても構んと思うけど、１年ごとにやられるもんで、１年たったら、去年のやつはもうできんなる。こういう小出しに出してこそくなやり方でですね、議員をごまかし、市民をごまかして、不納欠損をやっていく、これは看過できない。今後とも追及していくつもりでございます。

市長にお伺いしますが、この件について今後の対応はどのように考えていますか。

○尾原進一議長　　市長。

○横山幾夫市長　　７番議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、小出しではないかということで指摘がございましたが、市といたしましてはその都度、こういう事例が発生しましたら提案をしなければならないという考えのもとで今回も提案をさせていただきましたので、その点を御理解をお願いしたいと思います。また、現在先ほど議員御指摘がありました滞納とかそういう処理につきましては、法に基づいて取り組んでおりますので、何とぞ御理解をお願いをいたします。以上です。

○尾原進一議長　　７番　宇田卓志議員。

○７　番（宇田卓志議員）　最後の質問です。

市長が今、先ほど、法に基づいてと言われました。法に基づいて、条例に基づいてやっておれば、こういうことは起きません。はっきり言いまして。地方自治法にもちゃんと載ってます。督促をしなさい。強制執行しなさい。多分条例にも僕はきれいに調べてないんですけども、市営住宅、３カ月家賃払わずにおったら、出てもらわないかんがじゃないですか。それを法に基づいてということですよ。だから、法に基づいてない、これは。ほんでまだ後に出てくるやろうけど、26 年度の決算でも時効の援用なんかやられとる。これは、職員が怠っちゅうしかないでしょ。それはね、気合いを入れて、気合いを入れてやらなあ、法に基づいてやのんきなこと、基づいてないきにこうなっちゅうわけやから、結果が。だから、こういうことのないように、以後よろしくお願いいたします。以上です。

○尾原進一議長　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより委員会付託を行います。ただいま議題となっておりますこれら 10 件のうち、総務文教委員会には議案第 82 号から 87 号まで、及び 90 号の７件を、産業厚生委員会には議案第 88 号、

89 号及び 91 号の３件をそれぞれ付託いたします。

日程第６、議案第 92 号「平成 27 年度安芸市一般会計補正予算（第２号)」から議案第 96 号「平成 27 年度安芸市水道事業会計補正予算（第１号)」までの５件を一括議題といたします。

これよりこれら５件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

６番　山下裕議員。

○６　番（山下　裕議員）　議案第 92 号「平成 27 年度安芸市一般会計補正予算（第２号)」について伺います。

補正予算書 24 ページ。４款衛生費、１項保健衛生費、３目環境衛生費、15 節工事請負費 7,700 万円についてですが、当初予算に新火葬場本体工事が計上された際、設計費が 27 年度に繰り越され、事業費が確定されていない中で計上することへの疑念及びその問題点について指摘してきました。案の定というか、今回 7,700 万円の増額予算が計上されています。その根拠として提出された資料では、資材・労務単価のアップ、重要度係数や共通仮設費の見直し、消費税の増額などが挙げられているが、具体的にその内容について伺います。

１、資材・労務単価の高騰はどれくらいであったか。

２、重要度係数を 1.00 から 1.25 に変更した理由は何か。また、今後の南海トラフ地震発生と震災後対策を考えたとき、重要度係数は最高の 1.5 にすることが望ましいと思うが、なぜ 1.25 なのか。

３、共通仮設費を安芸市の独自基準から国基準に見直ししているが、多額の事業費増につながることがわかっている中で、見直しする必要はあったのか。

４、消費税について設計ができていない中での当初予算計上において、この最低限の条件すらも考慮せずに計上していたのか、その理由について伺います。

○尾原進一議長　　環境課長。

○山﨑孝志環境課長　　６番議員の御質問にお答えします。

労務単価とか資材の高騰について、まず説明させていただきます。設計は、資材・労務単価込みの労務複合単価及び歩掛等にないものは、専門業者からの見積もりを採用していることもありますんで、個々の資材・労務単価の高騰について説明できないものもありますので、御了承をお願いします。

ほとんどの工事で高騰しておりますが、特に高騰しているものは、直接工事費ベースで平成 22 年度と平成 27 年度で比較しますと、コンクリート工事につきましては約 355 万 7,000 円、型枠工事につきましては約 1,483 万 3,000 円、鉄筋工事につきましては約 440 万 4,000 円、木工事につきましては約 487 万 8,000 円、塗装工事につきましては約 444 万 5,000 円ふえております。

また、労務単価につきましては、これも平成 22 年度と平成 27 年度を比較しますと、型枠工につきましては、１人当たりの単価になりますが 4,100 円、大工につきましては 3,700 円、左官につきましては 4,200 円、塗装工につきましては 4,500 円、サッシ工につきましては 5,700 円、内装工につきましては 5,200 円ふえております。それと、ガラス工もありますが、それは 4,300 円

ふえております。

それと、重要度係数の見直しにつきましては、当初、平成22年度のときは、1.0の計算でありました。この重要度係数というのは、数値で目標を定めまして、当初は1.0でしたが、1.0の目標としましては、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標として、人命の安全確保を図るという目標になります。1.25にしましたのは、同じく大地震動後、これは震度６強から７を想定しておりますが、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標として人命の安全確保に加えて、機能改善が図られると。1.0 でしたら、どうも火葬場の機能が発揮できない。建物が損傷が起きて、人命確保を目標にしますが、1.25にしますと人命確保とともに機能を発揮すると、火葬場としての、そういうことで目標を立てました。で、1.5 になぜしないのかということ、まああの、県とかの施設を参考にしまして、1.5の施設というのは

○尾原進一議長　　暫時休憩します。

休憩　　午前10時48分

再開　　午前10時49分

○尾原進一議長　　休憩前に引き続き会議を始めます。

○山﨑孝志環境課長　　すみません。重要度係数の目標は先ほど説明させてもらいましたけど、その見直した理由につきましては、後刻御連絡をさせてもらいたいと思いますので、御了承をお願いします。

それと、５番の消費税につきましては、そのことも見込んで予算の要求をさしてもらいましたけど、それ以上に資材とか労務単価の高騰がありまして、私どもの見込み以上に高騰したいうことで、見込みが甘かって大変申しわけありませんでした。

それと、共通費につきまして市基準を見直したことにつきましても、すみません、後刻説明さしてもらいますんで、御了承をお願いします。以上です。

○尾原進一議長　　６番　山下裕議員。

○６　番（山下　裕議員）　次に移ります。今回の火葬場に係る予算においては、なぜかわかりませんが、まだ設計ができてない事業費が確定していない段階で本体工事として当初予算に計上しておき、その後、設計が決まり事業費が確定したので、その差額を補正予算として提案したことになりますが、これは見方を変えれば、当初予算で議決されているので、補正予算の内容や、また幾ら事業費が膨らもうと、反対することはできないだろうといった、余りにも政治的な道具としての色合いが濃く、財政規律そのものを逸脱したものと反発を覚えざるを得ません。さきの火葬場建設の候補地決定における市及び議会の間における最大の関心事は、厳しい財政状況のもとでいかに財政負担を少なくするかにあったと聞いています。今回の補正予算は、金額にして7,700万円の増額ではありますが、さきの造成工事においても地元説明では4,300万円から6,000万円であったものが１億円に大幅に増額されており、西浜地区で実施した場合と比較して大幅な事業費の増となっております。

安芸市は全国的にも最悪な財政危機の中から市民、議会、執行部が一丸となって痛みを伴う財政改革を行い、財政危機は脱したとはいえ、予断を許さない状況下にあると認識しています。国の威信をかけた国立競技場でさえコスト削減のために完全見直しがされています。

今回の火葬場建設に係る予算についてどのようなコスト削減に向けた努力がなされたのか、またこうした財政のモラルハザードにつながることが懸念される予算計上のあり方について、市長としてどう考えているかを伺います。

○尾原進一議長　　市長

○横山幾夫市長　　６番議員の再質問にお答えします。

先ほど、厳しい御指摘で政治的道具としてという言葉も出ましたが、ただ、市としてはでき得る範囲の中での、施設建築は確実ですので、できる範囲、想定ができる限りの中でそういう予算計上は必要であろうかと思っております。それと、今回の補正は7,700万円という増額となりましたが、先ほど環境課長が説明いたしましたとおりの内容になっておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○尾原進一議長　　６番　山下裕議員。

○６　番（山下　裕議員）　最後になりますが、今回、本体工事費7,700万円として予算の追加ですが、ほかに施設費など今後まだまだ追加の可能性があるのではと不信感でいっぱいです。大幅な事業費の増額となったことについて、市民にどう説明していくか伺いまして質問を終わります。

○尾原進一議長　　副市長。

○小松敏伸副市長　　６番議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの質問でもありましたけれども、通常ですと、設計に入るときにほかの事業なんかも参考にしながらまず工事の総額を決めて、それを目標に設計をしていくわけですけれども、今回は、事業費を節約する目的で平成22年度の設計書をそのまま流用しました。したがいまして、間取り等が先に決まっておったもので、単価だけ見直したと。若干、先ほど環境課長が申しました重要度係数等の変更もございましたけれども、そのへんは3.11以後の構造の改革によって変わってきたというところもありまして、そういう関係で、想定、私たちが想定した以上に金額がふえたというのが実態でございます。大変申しわけない、推測誤りであったかなというふうには思っております。今後につきましては、どうしてこのような金額になったのかということもきちっと広報等で説明しながらですね、住民の理解を得ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○尾原進一議長　　暫時休憩いたします。

休憩　　午前10時56分

再開　　午前11時　２分

○尾原進一議長　　休憩前に引き続き会議を始めます。

ほかに質疑はありませんか。

８番　吉川孝勇議員。

○８　番（吉川孝勇議員）　２点について、質問をさせていただきます。

まず、議案第 92 号「平成 27 年度安芸市一般会計補正予算（第２号)」の事業別補正予算概要の３款２項４目の新保育所の新築設計委託料他とありますが、ほかの点についてちょっとお聞きしたいと思います。

もう１点は、先ほど来、同僚の６番議員が火葬場についても質問をさしてほとんど似通ったことになると思いますけれども、４款１項３目の新火葬場本体工事費の追加他について質問をしたいと思います。

市長の挨拶の中でも新築工事を進める段階で、資材費と労務単価の高騰を挙げておったわけでございますが、それではですね、先ほど６番議員の質問の中でも細かく説明がありましたけれども、その資材費、労務費のまとめた、合計したもんの金額を聞かしていただきたい。それと、改めて当初予算時の３億 9,000 万円の予算額の中での資材費、労務費はどれぐらい計上したのかお聞きをいたします。

○尾原進一議長　福祉事務所長。

○山﨑明仁福祉事務所長　８番議員の御質問にお答えいたします。

その他ということです。新保育所予定地の用地取得費、購入費です、と、それから補償費、ハウス等の補償費の予算の追加となっております。金額のほうは、土地購入費といたしまして 939 万 7,902 円、それから補償費といたしまして 160 万 2,000 円を計上しております。以上です。

○尾原進一議長　環境課長。

○山﨑孝志環境課長　８番議員の御質問にお答えします。

先ほどもちょっと御答弁させていただきましたが、設計の内容が、資材と、どうも建築がこういうふうに設計するようですけど､資材と労務単価込みの労務複合単価を採用しておりますんで、先ほどコンクリート工事で約 355 万 7,000 円ふえておると説明させてもらいましたが、その中に資材と労務単価が入っているいうことで、個々にこの中で労務単価がこれくらいというのがちょっと今よう出しませんが、申しわけありませんが。以上になります。

○尾原進一議長　企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長　８番議員の御質問にお答えします。

火葬場建設事業費４款１項３目の本体工事費の追加他ということですけれども、事務費として一般給与費、扶養手当、共済負担金、共済事務費、消耗品費含めまして 200 万円を計上しております。この計上に当たりましては、火葬場建設工事の財源として過疎債を充当しておりますけれども、事業費の 2.75％が事務費として過疎債の対象となります。過疎債の対象となりますと、その 70％が交付税措置されますので、それで事務費を、当初予算計上分外をですね、除いた分でこの 2.75％に含まれる分を事務費として計上しております。

○尾原進一議長　８番　吉川孝勇議員。

○８　番（吉川孝勇議員）　再質問をいたします。

先ほど環境課長から非常に見通しが甘かったと言われたんで、これ以上言う方法がなかなか見つかりませんが、予算の理由としてですね、再度言いますが、賃金、資材の高騰を挙げておりますが、わずか６月ぐらいの高騰は考えにくい。13 年にアベノミクスと言われ出しても、実質賃金は、現在はなかなか上がっておりません。消費者物価指数にしても上昇傾向であるといっても、今年は調べてみますと、前年度比 0.9%のことであります。やはり、資材、労務費の高騰時のではなく、予算計上時の見通しの甘さや、またほかにいろいろ要素があるのではないかと思います。

先ほど来、副市長からも 22 年度のそのまま流用したということが言われておりますけれども、振り返ってみますと、22 年度は火葬場が西浜にあると、重点目標は西浜であるということで、執行部からの考え、行動もやっておったと思います。伊尾木の黒瀬谷は、一応予算としては上げても、金額的にどちらが高いかいうようなことで、恐らく伊尾木が高かったと記憶しておりますが、ま、西浜へやらんとするためにですね、それを一応参考にする、全面的に参考にするいうことではなくて、もっと、やはり市民の血税を事業を進めていくわけであります。しっかりと精査をしてですね、取り組んでもらわないと、事業が始まったばかりで追加予算、追加予算と出てきますと、今後ですね、幾度となく追加予算が出てくると懸念をしております。そういうことで、ひとつよろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○尾原進一議長　　ほかに質疑はありませんか。

７番　宇田卓志議員。

○７　番（宇田卓志議員）　議案第 92 号「平成 27 年度安芸市一般会計補正予算」について質問したいと思います。

２款１項１目、一般管理事務費として訴訟業務委託料他の追加（流用補てん）費として 145 万 5,000 円というもんが上がっております。これは、弁護士料やと思いますが、その内訳、多分控訴の費用、成功報酬。何の裁判の控訴の費用か。何の裁判の成功報酬か。そのほか、年間顧問弁護士料を払うとるはずです。そういったものも合わせて内訳を正確にお答えいただきたい。

○尾原進一議長　　総務課長。

○植野浩二総務課長　　７番議員の質問にお答えします。

今回の補正予算、２款１項１目、一般管理事務費の訴訟業務委託料につきましては、今議員がおっしゃられましたとおり、弁護士への委託料ほかでございまして、内容につきましては、今回補正したのは、住宅新築資金等貸付に関する住民訴訟の一審の弁護士への委託費用１件、それから、それについての控訴の費用、これは市が控訴する分と相手の控訴を受ける分、合わせて２件になっております。それから市営住宅家賃請求に係る控訴の委託費用１件、慰謝料請求事件に係る控訴の委託費用１件となっております。顧問弁護士への委託料につきましては、当初予算で計上しておりまして、年間 48 万円となっております。以上でございます。

○尾原進一議長　　７番　宇田卓志議員。

○７　番（宇田卓志議員）　総務課長、明細言うた。明細いうたらやね、何に幾らかということを聞きたいわけやから。ねえ。何に幾らか一つも言うてない。これ再質問にならんで。課長、言

うて。

○尾原進一議長　　総務課長。

○植野浩二総務課長　　申しわけございませんでした、説明抜かっておりまして。住宅新築資金につきましての係る住民訴訟の費用につきましては、一審の終了時に払った分が、54 万円。それから控訴に係る分で、これは市が行うものと相手側の控訴を受けるもの合わせて 54 万円。それから慰謝料請求に係る控訴の着手金が着手に係る費用として 21 万 6,000 円と、市営住宅家賃請求に係る控訴の費用が 10 万 8,000 円となってまして、なお、すみません、それにですね、諸費用が追加されておりまして、住宅新築資金については控訴の諸費用として２万 7,000 円と、住宅家賃の控訴の費用の諸費用として１万 5,000 円が入ってます。それから手数料として 9,000 円計上しておりまして、合計で 145 万 5,000 円となっております。以上です。

○尾原進一議長　　７番　宇田卓志議員。

○７　番（宇田卓志議員）　裁判の費用でお聞きしましたが、一審の終了で 54 万円。これは、たぶん成功報酬やと思いますが、負けとるか勝っとるかわからんのに、はや成功報酬を払うがですか。まず、それがおかしい。何で、一審の終了で 54 万円を支払わないかんのか。成功報酬とは思えませんが、控訴しとるからね。だから控訴する費用にまた 54 万円払うとる。二重払いやないかえ。最初に着手金として五十何万ほど払うちゅうはずや一審は。それやのに、終了時にまた 54 万円払わないかんもんかどうか。その理由が１つ。

余りにも訴訟が多過ぎます。まあ、自分がやっとって何言いよるか言われたらなんじゃけども。どうしてその、これ皆ね、私もそうですし、その他の人もそうですが、訴訟費用は個人で払うてますよ。それを住民から訴訟を受けた住民訴訟、それを市民の金を使うてやる。もう少し、簡略するとか。その前に一番大事なことは、ここに来る前が問題やと思います。それは何ですか。監査ですよ。住民訴訟は、監査が否決されて、却下されて初めて住民訴訟にもっていくわけですから、監査がしっかりしとりゃ、こんなことにはならん。監査のあり方をもう少し考えんといつまでもこんなことになる。監査の時点でですね、自助努力をして第三者委員会をつくるなりして解決していかんと全部訴訟になっていく。何度も言うように第三者委員会、調査委員会、監査の時点でですね、食い止めんことには、いつまでもこんなことになると思います。

先ほど、最後にほんなら質問します、一審の終了の 54 万円というのはこれはどういうことですか、教えてください。

○尾原進一議長　　暫時休憩します。

休憩　　午前 11 時 20 分

再開　　午前 11 時 20 分

○尾原進一議長　　休憩前に引き続き会議を始めます。

総務課長。

○植野浩二総務課長　　７番議員の再質問にお答えします。

裁判について、弁護士との契約に当たっては、まず着手の段階で工事でいう前払い金ではない

ですけども、着手金として一旦払っておって、裁判が終了時に成功報酬として全体の委託について委託した業務について支払いをするという方法で２回、２度払いしている、同じのを２回払っているということではなくて、支払い方をそういう支払い方で弁護士と話し合いによって決めてるというところで、控訴については、また別の事件という扱いになりますので、そこからまた同じように着手金が同様に発生し、最後に終わった後に成功報酬としてまたお金を支払うという形に契約で決めておるというところでございます。

○７　番（宇田卓志議員）　着手金というのはね、一審でやって着手金として 54 万円か五十何万円か払うちゅうやろ、着手金を。ほんで、終了時によ、あなた成功報酬言うた、成功報酬いうたら成功したときにもらうんやで。何ちゃあ成功してないやんか。

○植野浩二総務課長　　すみません。言い方としては、成功報酬というまとめ方させてもらいましたけども､先ほど言いましたとおり､弁護士に最初に着手しその裁判にかかった費用をですね、最終費用といいますか、委託業務全体を終了時に支払いしてるということで、当然その内容的には成功報酬的な内容になってくると思いますが、弁護士への委託した業務全体について支払い方を２回に分かれて支払っているということでございます。

○７　番（宇田卓志議員）　最後の質問。さっきの質問やない。もう質問できませんか。３回って、さっきのはあれ間違うちょったから言うただけのことでね。再々質問はできませんでしょうか。

○尾原進一議長　　３回やりましたろ。

○７　番（宇田卓志議員）　さっきのは間違うてへちを言いよったき正しただけのことよ。

○尾原進一議長　　７番　宇田卓志議員。

○７　番（宇田卓志議員）　最後の質問いたします。

どうも詳しくまた調べないかんと思いますが、その一審で最初に着手金を五十何万円か払うちゅうはずですわ、今聞くと。調べてみなわからんけど。ほんでまた終了後に 54 万円払うたというて今聞きました。それは成功報酬やと。そんな成功報酬いうがありません。その控訴の費用で 54 万円というのはわかります。そのほかもわかります。しかし、一審の終了時にですね、着手金を払うておりながら、多分五十何万円払うちゅうはずですよ、それにまた終わって 54 万円払う、そんな契約やいうが聞いたことない。例えばですね、成功報酬というのは、その損害金を取り戻せたと､損害金を取り戻せたと､安芸市がそれだけもうかったというときに初めて成功報酬ですよ。何も安芸市に一つも利益は上がってない。それに何が成功報酬か。また後ほどその委託契約というか弁護士の委託契約をきれいに精査させてもらいますので、よろしくお願いします。

○尾原進一議長　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら５件については委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議なしと認めます。よってこれら５件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　別に討論もなければ、討論を終結いたします。

これより議案第 92 号「平成 27 年度安芸市一般会計補正予算（第２号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 93 号「平成 27 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 94 号「平成 27 年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 95 号「平成 27 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 96 号「平成 27 年度安芸市水道事業会計補正予算（第１号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長　起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第 97 号「平成 26 年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」から議案第 108 号「平成 26 年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの 12 件を一括議題といたします。

これよりこれら 12 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

７番　宇田卓志議員。

○７　番（宇田卓志議員）　議案第 97 号、98 号、100 号、101 号、105 号に関して質問したいと

思います。

ここに、これらの決算、平成 26 年度決算書に今言うた議案のところに全部不納欠損が出てます。97 号、一般会計、市税で 592 万 7,266 円、こう出てます。その他 98 号、100 号、101 号。先ほども権利の放棄に関する議案が提出されておりましたが、不納欠損とは、二度と回収できないお金であり、安芸市の損害金と思います。

不納欠損額と、各担当課にその原因と対策をどのようにとっていく気があるのか、金額が幾らあるのか質問いたします。

○尾原進一議長　税務課長。

○松田秀樹税務課長　７番議員の質問にお答えいたします。

まず、不納欠損対策といたしましては、まずその年度中に不納欠損となるものをリスト化しております。そういったものをリスト化し、滞納者の預金、生命保険、給与、年金、売掛金等の財産調査を行い、財産を発見できたものにつきましては、滞納処分を行っております。また、不納欠損危惧者の中で分割納付を行っている場合につきましては、不納欠損危惧税目に内入れし、欠損日の延長を行っておるところでございます。しかし、差し押さえ可能な財産が発見できなかったものについては、徴収権が消滅しておりますので、地方税法第 15 条の第７項、地方税法第 18 条の第１項等により不納欠損処分をいたしておるところでございます。今後におきましても、滞納整理を進めていき、納税者との公平性を担保していきたいというふうに考えております。

それと、税額が幾らかということでございますが、一応うちの所管しておる税目といたしましては、個人市民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税が当たるかと思います。総額といたしまして、1,600 万円程度の不納欠損を 26 年度にしたところでございます。

以上でございます。

○尾原進一議長　財産管理課長。

○大城雄二財産管理課長　財産管理課は、不納欠損２つございまして、決算書で言いますと 27 ページの市営住宅家賃でございます。そちらは、190 万 5,000 円の不納欠損がございます。これは、権利の放棄に係る分３件でございまして、昨年の３月議会で議決いただいた２件と９月議会で議決いただいた１件にかかわるものでございます。もう１件は、新築資金になりますので、決算書では 285 ページに当たりますが、こちらは 672 万 5,000 円、これは時効に係るものが１件でございます。

不納欠損対策についての質問でございましたが、議員からさきの質問の中でも御指摘がありましたように、家賃については、３カ月以上の滞納があれば出て行っていただくいうようなことが徹底すれば、滞納の累積はないとそのとおりでございまして、現年滞納につきましては、その徹底する中でほぼ 100％の徴収率になっております。しかしながら、過去に滞納累積した案件につきまして、訴訟等で整理を図っておりますが、その中で時効を援用をされる、あるいは相続放棄に至ってしまう、あるいは今回議案提案させていただきましたような破産免責になってしまうといったことになって不納欠損をせざるを得ない案件も出てきますことから、毎年度一定、今とな

っては仕方ない金額が出ているのが現状でございます。以上です。

○尾原進一議長　　上下水道課長。

○五百蔵優吉上下水道課長　　７番議員の御質問にお答えします。

不納欠損は、公共下水道事業受益者負担金と下水道使用料で発生しております。

まず、公共下水道事業受益者負担金の不納欠損額 12 万 3,840 円は２件によるもので、その内訳は財産がないことから滞納処分の執行を停止していたものが 10 万 5,200 円､時効によるものが１万 8,640 円で、この時効によるものにつきましては、市外の者で訪問、催促を行ったものの接触することができず、一部が時効を迎えたものです。なお、残った債権につきましては、本年度財産の差し押さえにより完納しております。

次に、公共下水道使用料の不納欠損額３万 9,350 円は、４件によるもので、その内訳は財産がないことから滞納処分の執行を停止していたものが２件で１万 5,519 円、時効によるものが２件で２万 3,830 円となっておりまして、この時効による２件につきましては県外に居住して生活実態が不明なものが１件、相続人に承継した債権で債務整理のために選任した債務管理者に催告を送付していたものの一部が時効を迎えたものが１件で、後者の１件につきましては、本年度、債務管理者との交渉の末に完納しております。

今後につきましては、適正な歳入確保に努力していきたいと思っております。以上です。

○尾原進一議長　　市民課長。

○畠中龍雄市民課長　　７番議員の質問にお答えをいたします。

市民課としましては安芸市介護保険事業特別会計になります。ページは、373 ページになりまして、不納欠損額は、99 万 573 円であります。不納欠損した人数につきましては 38 名で、生活困窮者、無年金、滞納処分をしましても財産なし、それから生活保護へ入った方、住民基本台帳の職権消除等になります。預金調査等も行っておりますが、預金差し押さえが 10 件、生命保険の差し押さえが１件しかできておりません。

今後の収納対策としましては、先ほど税務課長も言われましたように不納欠損が危惧される案件をリスト化し、財産調査等を行っていきます。また、比較的納付しやすい年金支給月に合わせた文書の催告や、分納納付をしている案件の納付状況管理などを徹底し、不納欠損額を圧縮していきたいと考えています。今後も不納欠損圧縮に向けまして、法に基づいた対応をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○尾原進一議長　　７番　宇田卓志議員。

○７　番（宇田卓志議員）　総額 2,617 万 2,225 円、計算しました。それに今度放棄する金額 270 万円、3,000 万円近い。今現在２件の住民訴訟が行われております。これは、安芸市に損害を与えた、言えば不納欠損です、安芸市に損害を与えた、そのことを求償しなさいいうことで裁判を起こされています。だから市長の言うように、法に基づいてきちっとやっとけば、こういうことにはならないわけですね。今まではやってなかったと、今からはちゃんとやるということをお聞きしましたが、年ごとの統計をとってないので、私がこれがふえているか減っているかわかりま

せんが、余りにも金額が多過ぎる。

で、これは市民に知らされてない。先ほど言いましたように権利の放棄275万6,000円、これしか議会にかけられない。あとは、税金にしても税法によって、勝手にいうたらおかしいけど、あまり人が知らんところで不納欠損になっていく。だから、この中で実際市民はほとんど知らんですよ、これだけ不納欠損があるっていうのは。だから、そういう面で安芸市の損害になっていきゆうわけですから、これ二度と返ってこんお金ですきんね、不納欠損、決算を承認してしまえば返ってきません。だから看過できるような問題ではないと思います。

今後ますます不納欠損の起きないように、地方自治法とか施行令、地方財政法、各法律があって、無駄遣いをせんように、不納欠損を起こさんように法律で決められておりますので、職員の方々、職務を怠らずに、債権の回収を確実にしていただきたいと思います。以上です。

○尾原進一議長　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら12件について、委員会条例第８条第１項の規定により議長が指名する12人の委員をもって構成する平成26年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　　御異議なしと認めます。よって、これら12件については12人の委員をもって構成する平成26年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました平成 26 年度決算審査特別委員会の委員については、

長　野　弘　昌　　議員
小　松　進　也　　議員
藤　田　伸　也　　議員
小　松　　進　　議員
徳　久　研　二　　議員
山　下　　裕　　議員
宇　田　卓　志　　議員
吉　川　孝　勇　　議員
米　田　佐代子　　議員
川　島　憲　彦　　議員
山　下　正　浩　　議員
小　松　文　人　　議員　以上12人を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を平成 26 年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

つきましては、この際、特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。本日の委員会は、委員会条例第 10 条第１項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから第２委員会室に平成 26 年度決算審査特別委員会を招集いたします。

なお、本日の特別委員会は、委員会条例第 10 条第２項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前 11 時 46 分

再開　午前 11 時 53 分

○尾原進一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長、副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

決算審査特別委員長　吉　川　孝　勇　議員

同　副委員長　小　松　進　議員

以上のとおりであります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から 27 日まで休会とし、28 日午前 10 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会　午前 11 時 54 分